

(様式-1)

## 質 問 書

令和 年 月 日

福島県道路公社理事長 宛

住 所 \_\_\_\_\_

質問書提出者 \_\_\_\_\_

質問に対する責任者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

あぶくま高原道路 道路維持管理業務委託について、次の項目を質問します。

質 問 事 項	内 容

(様式-2)

第 号  
令和 年 月 日

## 質 問 回 答 書

質問書提出者 様

福島県道路公社理事長

あぶくま高原道路 道路維持管理業務委託の質問事項について、次の内容を回答します。

質問内容	回 答

(事務担当 福島県道路公所 電話 0248-41-2171)

# プロポーザル方式参加申込書

令和 年 月 日

業務名 あぶくま高原道路 道路管理等業務委託

福島県道路公社理事長 宛

整理番号
※本欄は記入しないでください

(参加申込者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電 話 番 号

(作成担当者

印

)

福島県道路公社が発注する標記の業務について、参加を申し込みます。あわせてプロポーザル提案書を提出します。

なお、募集要領に示す参加資格の全てを満たし、下記事項に相違ないことを誓約します。

### 記

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しません。
- 2 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）ではありません。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者ではありません。
  - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
  - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- 4 福島県の県税を滞納していません。
- 5 消費税または地方消費税を滞納していません。

※建設業許可書（写）、法人登記簿等（写）を添付すること。



あぶくま高原道路 道路管理等業務委託

共同企業体入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

契約担当者 様

共同企業体の名称

代表者の所在地

商号及び代表者

印

構成員の所在地

商号及び代表者

印

構成員の所在地

商号及び代表者

印

福島県道路公社が発注する次の業務委託に参加したく、あぶくま高原道路 道路管理等業務委託共同企業体取扱要綱第10条の規定に基づき、関係書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請の日から同第11条に規定する存続期間が終了するまでの間、次の権限を当共同企業体の代表者に委任します。この場合の使用印は次のとおりです。

業務名称：

委任事項

- 1 業務委託の遂行に関し、当企業体を代表して福島県道路公社と折衝する権限
- 2 業務委託の入札及び見積もりに関する一切の権限
- 3 業務委託代金及び前払金の請求及び受領に関する一切の権限
- 4 その他業務委託の遂行に関する諸届け及び諸報告の提出に関する一切の権限

使用印



(様式-3-3)

あぶくま高原道路 道路管理等業務委託

共同企業体協定書

(目的)

第1条 当企業体は、あぶくま高原道路 道路管理等業務委託（以下「業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当企業体は、〇〇共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体の事務所を（所在地）に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、（年 月 日）に成立し、業務の委託契約の履行後3月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 業務を受託することができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日をもって解散するものとする。

(構成員)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地（所在地）

商号（商号）

代表者（代表者氏名）

所在地（所在地）

商号（商号）

代表者（代表者氏名）

所在地（所在地）

商号（商号）

代表者（代表者氏名）

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、（所在地）（商号）（代表者氏名）を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務の実施に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、福島県道路公社と折衝する権限並びに入札書及び見積書の提出、受託代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、業務について、福島県道路公社と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

(所在地) (商号) (代表者氏名) (構成割合 %)

(所在地) (商号) (代表者氏名) (構成割合 %)

(所在地) (商号) (代表者氏名) (構成割合 %)

2 金銭以外の出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の基本に関する事項、資金管理方法、当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務の委託契約の履行に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、(金融機関名)とし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、業務の完了時に決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損が生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成



員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務期間途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、福島県道路公社及び他の構成員の承認がなければ、当企業体が業務を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち業務期間途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務期間途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合においては、除名した構成員に対しその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務期間途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務期間途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とするすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(所在地) (商号) (代表者氏名)、他〇名は、上記のとおりあぶくま高原道路 道路管理等業務共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書(構成員数+1)通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持する他、入札参加資格審査申請書に1通添付するものとする。

( 年 月 日)

共同企業体の名称  
代表者の所在地  
商号及び代表者

印

構成員の所在地  
商号及び代表者

印

構成員の所在地  
商号及び代表者

印

(様式-4-1)

## 提案書-連携・連絡体制に対する提案

※注意事項： 提案は、役割分担、連携・連絡体制(指揮系統の明確化等)が的確で実現性のある提案をすること。  
文章を補完するための写真、図表、イラスト等は使用してよいが、余白は左側に2cm、上・下・右側に1cm以上を確保すること。  
提案書(様式-4-1)はA4版2枚以下とすること。

(様式-4-2)

提案書-自動車専用道路の維持管理全般に対する提案

※注意事項: 提案は、維持管理における「安全性・的確性」「創意工夫」について提案をすること。  
文章を補完するための写真、図表、イラスト等は使用してよいが、余白は左側に2cm、上・下・右側に1cm以上を確保すること。  
提案書(様式-4-2)はA4版2枚以下とすること。

(様式-4-3)

## 提案書－緊急時の対応に関する提案

※注意事項： 提案は、事故や災害時などの緊急時の対応に関して提案をすること。  
文章を補完するための写真、図表、イラスト等は使用してよいが、余白は左側に2cm、上・下・右側に1cm以上を確保すること。  
提案書(様式-4-3)はA4版2枚以下とすること。

(様式-4-4)

## 提案書-料金収受に関する提案

※注意事項: 提案は、お客様への対応方法や収受金管理簿の整理方法に関して提案をすること。  
文章を補完するための写真、図表、イラスト等は使用してよいが、余白は左側に2cm、上・下・右側に1cm以上を確保すること。  
提案書(様式-4-3)はA4版2枚以下とすること。

# 業務実施体制

No.		ふりがな 予定技術者氏名	所属・役職名	年齢	居住地
1	主任技術者				
2					
1	交通管理員 (担当者)				
2					
3					
4					
1	作業員				
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
1	除雪時 パトロール要員				
2					
3					
4					
1	除雪機械オペレータ				
2					
3					
4					
5					
6					
1	料金収受員				
2					
3					
4					

(記載上の留意事項)

- (1) 当該業務に従事させる技術者、労務者を全員記載すること。協同組合・共同企業体にあつては、所属社名も記入のこと。
- (2) 居住地は字名までとし、地番等を記載する必要はない。

### 主任技術者主要業務実績表

1 担当主任技術者の資格、経歴等

ふりがな 氏名	生年月日	年齢 歳
職歴等		
実務経験年数 うち同種業務の過去5年の経験年数		
現在の所属・役職名		
保有資格 ※1級土木施工管理, 1級建設機械施工技士, 2級土木施工管理, 2級建設機械施工技士 (資格名) (登録番号) (取得年月日)		

※注意事項: 様式を複写し、該当者毎にそれぞれ記入すること。

### 除雪機械オペレータ主要業務実績表

1 除雪機械オペレータの資格、経歴等

ふりがな 氏名	生年月日	年齢 歳
職歴等		
実務経験年数 うち同種業務の過去5年の経験年数		
現在の所属・役職名		
保有資格 ※大型自動車免許, 大型特殊自動車免許 (資格名) (登録番号) (取得年月日)		

※注意事項: 様式を複写し、該当者毎にそれぞれ記入すること。

### 料金收受員主要業務実績表

1 料金收受員経歴等

ふりがな 氏名	生年月日	年齢 歳
職歴等		
実務経験年数 うち過去5年の経験年数		
現在の所属・役職名		

※注意事項: 様式を複写し、該当者毎にそれぞれ記入すること。



## 管理業務受注実績

国及び地方公共団体のいずれかを対象とする業務について従事したものを5件以内(過去5年間のうち)

業務名 (発注機関名)	履行期間 (契約金額)	実施管内	業務内容・技術的特徴

※注意事項: 契約内容及び業務目的がわかる資料(契約書の写し、仕様書等)を添付すること。



# あぶくま高原道路 緊急時の最寄ICまでの到着時間

参加方式	会社名	所在地	経路	一般道		高速道路						所在地～最寄ICまで		摘要
				延長(km)	時間(分) 40km/h	延長(km)	時間(分) 100km/h	延長(km)	時間(分) 80km/h	延長(km)	時間(分) 70km/h	延長(km)	時間(分)	
組合	B建設	〇〇郡〇〇町〇〇地内	県道〇〇～あぶくま高原道路 (石川母畑IC)～(福島空港IC)	10	15	0	0.0	0	0.0	3.5	3.0	13.5	18.0	B・C社の緊急出動で対応
	C建設	△△市△△地内	国道4号～あぶくま高原道路(矢吹IC)	14	21	0	0.0	0	0.0	0	0.0	14	21.0	
	D建設	△△郡△△村△△地内	国道288号～磐越道(船引三春IC)～あぶくま高原道路(小野IC)～(福島空港IC)	4	6	0	0.0	20.5	15.4	22.3	19.1	46.8	40.5	

※走行速度は、一般道は40km/h、あぶくま高原道路は70km/h、東北道は100km/h、磐越道は80km/hで算出するものとする。  
協同組合、共同企業体は、各組合員・各構成員の会社所在地～最寄IC到達までの時間を記入する。



(様式-6-1)

5 福道公管第 号  
令和5年 月 日

様

福島県道路公社理事長

あぶくま高原道路 道路管理等業務委託のプロポーザルの  
審査結果について (通知)

このことについて、プロポーザル審査委員会による厳正な審査の結果、貴〇〇を業務委託候補者として選定しましたのでお知らせします。

(事務担当：事務局総務課 電話 0248-41-2171)

(様式-6-2)

5 福道公総第 号  
令和 年 月 日

( 次点者名 ) 様

福島県道路公社理事長

あぶくま高原道路 道路管理等業務委託のプロポーザルの  
審査結果について (通知)

このことについて、プロポーザル審査委員会による厳正な審査の結果、貴者は次点となりましたのでお知らせします。

本件業務に関心を持ち、プロポーザルの作成等に貴重な時間と労力を費やしていただき、心より感謝申し上げます。

(事務担当：事務局総務課 電話 0248-41-2171)

(様式-6-3)

5 福道公総第 号  
令和 年 月 日

( 非選定者名 ) 様

福島県道路公社理事長

あぶくま高原道路 道路管理等業務委託のプロポーザルの  
審査結果について (通知)

このことについて、プロポーザル審査委員会による厳正な審査の結果、貴者は委託候補者として選定されませんでしたのでお知らせします。

本件業務に関心を持ち、プロポーザルの作成等に貴重な時間と労力を費やしていただき、心より感謝申し上げます。

(事務担当：事務局総務課 電話 0248-41-2171)







